

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	JX金属株式会社	コード	5016
提出日	2025/6/12	異動(予定)日	2025/6/27
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を満たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意					
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし							
1	所 千晴	社外取締役	○													○		○		訂正・変更	有		
2	伊藤 元重	社外取締役	○															△		△		訂正・変更	有
3	佐久間 総一郎	社外取締役	○																	△			有
4	二宮 雅也	社外取締役	○																	△			有
5	川口 里香	社外取締役	○																		○	訂正・変更	有
6	塩田 智夫	社外取締役	○																				有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	当社は、2025年3月期において、所 千晴氏が学部長、研究科長及び教授に就任している早稲田大学に対し、委託研究費等として計22百万円、寄付として計3百万円を支払いましたが、これらの合計金額は、同大学の事業活動収入のそれぞれ0.02%、0.00%の水準です。また、当社は、2025年3月期において、所 千晴氏が教授に就任している東京大学に対し、委託研究費等として計27百万円、寄付として計40百万円を支払いましたが、これらの合計金額は、同大学の事業活動収入のそれぞれ0.1%、0.01%の水準です。また、当社は、製品の対価として、同大学から計1百万円を受領しましたが、これらの合計金額は、当社の連結売上高の0.00%の水準です。	所 千晴氏は、長年にわたり大学教授として、非鉄金属分野における資源循環技術を研究し、また、政府機関の各種委員も歴任しています。わが国における非鉄金属リサイクル研究の第一人者であり、技術、サステナビリティ及び人財育成等において、高い見識と豊富な経験・実績を有しています。このような見識、経験等を活かして、当社の経営に関して有益な発言・助言等を行い、また、客観的かつ独立した公正な立場から経営の監督を行うことが期待されるため、監査等委員でない社外取締役に選任しております。また、所 千晴氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ当社が定める独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
2	当社は、2025年3月期において、伊藤元重氏が教授に就任していた東京大学に対し、委託研究費等として計27百万円、寄付として計40百万円を支払いましたが、これらの合計金額は、同大学の事業活動収入のそれぞれ0.01%、0.01%の水準です。また、当社は、製品の対価として、同大学から計1百万円を受領しましたが、これらの合計金額は、当社の連結売上高の0.00%の水準です。	伊藤元重氏は、長年にわたり大学教授として、経済学等の分野において国際的な活躍と多大な実績を残しているほか、政府の各種審議会の委員も歴任しており、経済・社会及び人財育成等において、高い見識と豊富な経験・実績を有しています。このような見識、経験等を活かして、当社の経営に関して有益な発言・助言等を行い、また、客観的かつ独立した公正な立場から経営の監督を行うことが期待されるため、監査等委員でない社外取締役に選任しております。また、伊藤元重氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ当社が定める独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
3	当社は、2025年3月期において、佐久間総一郎氏が2018年3月まで代表取締役副社長を務めていた新日鐵住金株式会社(現 日本製鉄株式会社)に対して、寄付金等として計1百万円を支払いましたが、これらの合計金額は、同社の連結売上収益の0.00%の水準です。	佐久間総一郎氏は、大手製鉄会社において、長年にわたり業務及び総務を担当し、代表取締役副社長として、総務、法務、内部統制、監査、人事労務、環境、IT、海外事務所等を掌掌していました。また、政府の各種審議会の委員も歴任しており、企業経営、法務、リスク管理、グローバル経営及び人財戦略等において、高い見識と豊富な経験・実績を有しています。このような見識、経験等を活かして、当社の経営に関して有益な発言・助言等を行い、また、客観的かつ独立した公正な立場から、取締役の職務の執行を監査・監督することが期待されるため、監査等委員である社外取締役に選任しております。また、佐久間総一郎氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ当社が定める独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
4	当社は、2025年3月期において、二宮雅也氏が2018年3月まで代表取締役会長を務めていた損害保険ジャパン日本興亜株式会社(現 損害保険ジャパン株式会社)に対して、保険料として計140百万円を支払いましたが、これらの合計金額は、同社の連結売上高の0.00%の水準です。また、当社は、2025年3月期において、同社から保険金等として計45百万円を受領しましたが、これらの合計金額は、当社の連結売上高の0.00%の水準です。	二宮雅也氏は、大手損害保険会社において、長年にわたり経営に携わった経験があり、企業経営全般において、高い見識と豊富な経験・実績を有しております。このような見識、経験等を活かして、当社の経営に関して有益な発言・助言等を行い、また、客観的かつ独立した公正な立場から、取締役の職務の執行を監査・監督することが期待されるため、監査等委員である社外取締役に選任しております。また、二宮雅也氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ当社が定める独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
5	該当事項なし。	川口里香氏は、弁護士として長年にわたり法律実務の分野で活躍し、また、第一東京弁護士会副会長、日本弁護士連合会男女共同参画推進本部委員等、公職を歴任しており、法律・リスク管理、サステナビリティ及び人財戦略等において、高い見識と豊富な経験・実績を有しています。このような見識、経験等を活かして、当社の経営に関して有益な発言・助言等を行い、また、客観的かつ独立した公正な立場から、取締役の職務の執行を監査・監督することが期待されるため、監査等委員である社外取締役に選任しております。また、川口里香氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ当社が定める独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

当社は、次の要件を満たす社外取締役を、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員と判断する。 1. 社外取締役が、次に該当する者でないこと (1) 当社の主要な取引先(注1)又はその業務執行者 (2) 当社を主要な取引先とする事業者(注2)又はその業務執行者 (3) 当社の主要な取引先(注3)又はその業務執行者 (4) 当社から役員報酬以外に多額の報酬を得ている法律専門家、会計専門家又はコンサルタント(注4)(当該報酬を得ている者が法人、組合その他の団体である場合は、当該団体に所属する法律専門家、会計専門家又はコンサルタント。(5)に該当する者を除く。) (5) 当社の会計監査人又は会計監査人である監査法人に所属する公認会計士 (6) 当社から多額の寄付を得ている者(注5)(当該寄付を得ている者が法人、組合その他の団体である場合は、当該団体の業務を運営する者) (7) 当社の大株主(注6)又はその業務執行者 (注1) 直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当該取引先に対する当社の売上高が当社の連結売上高の2%を超える顧客とする。 (注2) 直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社に対する当該事業者の売上高が当該事業者の連結売上高の2%又は1,000万円のいずれか高い方の額を超える事業者とする。 (注3) 直近の過去3事業年度のいずれかの年度末日における当該借入先からの借入額が当社連結総資産の2%を超える借入先とする。 (注4) 直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社からの報酬の合計額が1,000万円を超える者(団体の場合には、当該団体の過去3事業年度のいずれかの年度における当社からの報酬の額が当該団体の売上高の2%又は1,000万円のいずれか高い方の額を超える団体に所属する者)とする。 (注5) 直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社からの寄付金の合計額が1,000万円を超える者(団体の場合には、当該団体の過去3事業年度のいずれかの年度における当社からの寄付金の合計額が当該団体の収入総額の2%又は1,000万円のいずれか高い方の額を超える団体に所属する者)とする。 (注6) 当社の議決権総数の10%以上の議決権を有する者とする。 2. 社外取締役の二親等以内の親族が、現在及び直近の過去3年間において、次に該当する者でないこと(重要でない者を除く。) (1) 当社又は当社の子会社の業務執行者 (2) 上記1.(1)～(7)に該当する者 3. 上記1及び2にかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る事由が存在すると認められる者でないこと

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を満たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする事業者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa-iの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることに留意してください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。